

令和5年度第3回柏市地域包括支援センター運営協議会会議録

1 開催日時

令和6年2月1日（木）午後1時30分から2時30分まで

2 開催場所

柏地域医療連携センター 研修室（ハイブリット形式）

3 出席者

(1) 委員

石山委員（会長），井部委員，鎌田委員，齊藤委員，高野委員，中村委員，村上委員

(2) 市

吉田健康医療部理事，大西健康政策課長，梅澤地域医療推進課長，飯塚地域医療推進課専門監，吉田高齢者支援課副参事

(3) 事務局（地域包括支援課）

恒岡課長，宮島専門監，阿部統括リーダー，長谷部副主幹，渡辺主査，布施主査，北村主査，山崎主査，松浦主任，喜田主事，中渡主事

(4) 地域包括支援センター

山本柏北部地域包括支援センター長，新井柏北部第2地域包括支援センター長，大島北柏地域包括支援センター長，菅野北柏第2地域包括支援センター長，齊藤柏西口地域包括支援センター長，笠原柏西口第2地域包括支援センター長，村本柏東口地域包括支援センター長，志摩柏東口第2地域包括支援センター長，神津光ヶ丘地域包括支援センター長，宮原柏南部地域包括支援センター長，中村柏南部第2地域包括支援センター長，日笠沼南地域包括支援センター長

4 議題

令和6年度地域包括支援センター運営体制について

5 議事

事務局より資料1に沿って説明した後，質疑応答等を行った。主な内容は次のとおり。

< 質疑応答 >

【鎌田委員】

運営体制について、高齢者人口に基づいて人員体制を決定しているというが、高齢者人口が多い地域包括支援センターのほうが他センターより人員が少ない場合があるのはなぜか。

【事務局】

高齢者人口による配置を基本としているが、担当圏域の要介護（要支援）認定者数や予防ケアプランの作成数等を考慮したうえで、受託法人担当者にもヒアリングを行い設定している。

【高野委員】

事務費については物価高騰を踏まえた増額を行うとされているが、地域包括支援センター職員の給料等に対し、処遇改善を行っているのか。

【事務局】

地域包括支援センター運営の委託料のうち人件費の設計について、自治体によっては人件費を定額としたり上限を設けているが、柏市では、より質の高い職員を配置していただけるよう、受託法人の就業規則・給与規程に基づいて支払うこととしている。そのため、受託法人で職員の給料等の処遇改善を実施する場合、それを委託料に反映している。現受託法人のなかでも処遇改善を行っている法人もある。

【齊藤委員】

地域包括支援センター運営の委託料の構成について、介護報酬費が収入として引かれていることを知った。センターは業務負担を多く抱えているため、委託料を上乗せして支給をすれば職員の意欲の向上につながるのではないかと考える。

【事務局】

地域包括支援センターの業務負担やプラン作成数が増加していることは認識している。委託料は、現状においては資料1に記載しているとおりの構成であるが、委託料の総額に関しては、各法人とヒアリングのうえで調整をしており、上限を定めないこととしている。

委託料の上乗せが可能であれば、センターで働く職員へ還元されることが理想的な形であると考え。引き続き、よりよい委託料の構成について研究を進めていく。

< 決定事項 >

事務局からの説明内容にて、令和6年度地域包括支援センターの運

営を進めることとして承認を得た。

6 報告事項

(1) 地域包括支援センターの事業評価について

事務局より資料2に沿って報告を行った。

(2) 介護保険法の一部改正に伴う地域包括支援センターの業務の見直しについて

事務局より資料3に沿って報告を行った。

(3) 介護予防支援及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について

事務局より資料4に沿って報告を行った。

7 傍聴

(1) 傍聴者

1人

(2) 傍聴の状況

傍聴要領に反する行為は、見受けられなかった。